

第55号議案

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年9月2日提出

芦屋市長 伊 藤 舞

提案理由

子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例等の一部を改正する条例

(芦屋市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 芦屋市立幼稚園の設置及び管理に関する条例(昭和39年芦屋市条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(保育料及び預かり保育料の納付) 第3条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第20条第4項に規定する <u>教育・保育給付認定保護者</u> は、幼稚園の利用に関し芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例(平成27年芦屋市条例第12号)第2条第1項第1号に規定する保育料及び同項第2号に規定する預かり保育料を納付しなければならない。	(保育料及び預かり保育料の納付) 第3条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第20条第4項に規定する <u>支給認定保護者</u> は、幼稚園の利用に関し芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例(平成27年芦屋市条例第12号)第2条第1項第1号に規定する保育料及び同項第2号に規定する預かり保育料を納付しなければならない。

(芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年芦屋市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>教育・保育給付認定</u> 法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定</u>をいう。</p> <p>(10) <u>教育・保育給付認定保護者</u> 法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定保護者</u>をいう。</p> <p>(11) <u>教育・保育給付認定子ども</u> 法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定子ども</u>をいう。</p> <p>(12) <u>満3歳以上教育・保育給付認定子ども</u> <u>子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」とい</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>支給認定</u> 法第20条第4項に規定する<u>支給認定</u>をいう。</p> <p>(10) <u>支給認定保護者</u> 法第20条第4項に規定する<u>支給認定保護者</u>をいう。</p> <p>(11) <u>支給認定子ども</u> 法第20条第4項に規定する<u>支給認定子ども</u>をいう。</p>

改正後	改正前
う。) <u>第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。</u>	
(13) <u>特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。</u>	
(14) <u>満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。</u>	
(15) <u>市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。</u>	
(16) <u>負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。</u>	
(17) (略)	(12) (略)
(18) <u>教育・保育給付認定の有効期間 法第21条に規定する教育・保育給付認定の有効期間をいう。</u>	(13) <u>支給認定の有効期間 法第21条に規定する支給認定の有効期間をいう。</u>
(19) (略)	(14) (略)
(20) (略)	(15) (略)
(21) <u>法定代理受領 法第27条第5項（法第28条第4項において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。</u>	(16) <u>法定代理受領 法第27条第5項（法第28条第4項の規定において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（<u>法第30条第4項の規定</u>において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、<u>支給認定保護者</u>に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。</u>
(22) (略)	(17) (略)
(23) (略)	(18) (略)
(24) (略)	(19) (略)

改正後	改正前
<p>(25) (略)</p> <p>(26) (略)</p> <p>(27) (略)</p> <p>(一般原則)</p> <p>第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、<u>良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。</u></p> <p>2～5 (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った<u>教育・保育給付認定保護者</u>（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、<u>第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項</u>その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(<u>正当な理由のない提供拒否の禁止等</u>)</p>	<p>(20) (略)</p> <p>(21) (略)</p> <p>(22) (略)</p> <p>(一般原則)</p> <p>第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、<u>良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。</u></p> <p>2～5 (略)</p> <p><u>(利用定員)</u></p> <p>第4条 (略)</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った<u>支給認定保護者</u>（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、<u>利用者負担</u>その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(<u>利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等</u>)</p>

改正後	改正前
<p>第6条 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>教育・保育給付認定子ども</u>が優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p>	<p>第6条 特定教育・保育施設は、<u>支給認定保護者</u>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>支給認定子ども</u>が優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p>

改正後	改正前
<p>4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ<u>教育・保育給付認定保護者</u>に明示した上で、選考を行わなければならない。</p> <p>5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(受給資格等の確認)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、<u>必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等</u>を確かめるものとする。</p> <p>(<u>教育・保育給付認定の申請に係る援助</u>)</p> <p>第9条 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定</u>を受けてい</p>	<p>4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ、<u>支給認定保護者</u>に明示した上で、選考を行わなければならない。</p> <p>5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る<u>支給認定子ども</u>に対し、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(受給資格等の確認)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、<u>支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等</u>を確かめるものとする。</p> <p>(<u>支給認定の申請に係る援助</u>)</p> <p>第9条 特定教育・保育施設は、<u>支給認定</u>を受けていない保護者</p>

改正後	改正前
<p>ない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定</u>の変更の認定の申請が遅くとも<u>教育・保育給付認定保護者</u>が受けている<u>教育・保育給付認定</u>の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、<u>教育・保育給付認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(小学校等との連携)</p> <p>第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、<u>教育・保育給付認定子ども</u>について、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>(満3歳未満保育認定子どもに係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>に限る。)から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(満3歳未満保育認定子どもに係る教</p>	<p>から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、<u>支給認定</u>の変更の認定の申請が遅くとも<u>支給認定保護者</u>が受けている<u>支給認定</u>の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、<u>支給認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(小学校等との連携)</p> <p>第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、<u>支給認定子ども</u>について、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、<u>支給認定子ども</u>に係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。)を提供した際は、<u>支給認定保護者</u>から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(法第27条第3項第2号に掲げる額</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="203 244 1066 316"><u>育・保育給付認定保護者</u>についての法第27条第3項第2号に<u>掲げる額</u>をいう。)の支払を受けるものとする。</p> <p data-bbox="181 453 1066 604">2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に<u>掲げる額</u>をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。</p> <p data-bbox="181 1023 1066 1289">3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。</p>	<p data-bbox="1137 244 2000 435"><u>（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する市町村が定める額とする。）</u>をいう。)の支払を受けるものとする。</p> <p data-bbox="1115 453 2000 1007">2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、<u>支給認定保護者</u>から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に<u>規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）</u>をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。</p> <p data-bbox="1115 1023 2000 1254">3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>支給認定保護者</u>から受けることができる。</p>

改正後	改正前
<p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 食事の提供<u>(次に掲げるものを除く。)</u>に要する費用</p> <p>ア <u>次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供</u></p> <p><u>(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円</u></p> <p><u>(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)</u></p> <p>イ <u>次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)</u>が同一の世帯に3</p>	<p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を<u>支給認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 食事の提供に要する費用<u>(法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）</u></p> <p><u>(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</u></p> <p><u>(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</u></p> <p><u>ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し交付しなければならない。</p> <p>6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに<u>教育・保育給付認定保護者</u>に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただ</p>	<p>(4) (略)</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、<u>支給認定保護者</u>に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>支給認定保護者</u>に対し交付しなければならない。</p> <p>6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに<u>支給認定保護者</u>に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、<u>支給認定保護者</u>に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による</p>

改正後	改正前
<p>し、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p> <p>(施設型給付費の額に係る通知等)</p> <p>第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（<u>法第27条第1項の施設型給付費をいう。</u>以下この項、<u>第19条及び第36条第3項</u>において同じ。）の支給を受けた場合は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し、当該<u>教育・保育給付認定保護者</u>に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対して交付しなければならない。</p> <p>(特定教育・保育に関する評価等)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する<u>教育・保育給付認定保護者</u>その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p> <p>(相談及び援助)</p> <p>第17条 特定教育・保育施設は、常に<u>教育・保育給付認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、<u>当該教育・保育給付認定子ども</u>又は<u>当該教育・保育給付認定子ども</u>に係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し、その相談に</p>	<p>金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p> <p>(施設型給付費等の額に係る通知等)</p> <p>第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（<u>法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。</u>以下この項において同じ。）の支給を受けた場合は、<u>支給認定保護者</u>に対し、当該<u>支給認定保護者</u>に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を<u>支給認定保護者</u>に対して交付しなければならない。</p> <p>(特定教育・保育に関する評価等)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する<u>支給認定保護者</u>その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p> <p>(相談及び援助)</p> <p>第17条 特定教育・保育施設は、常に<u>支給認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、<u>支給認定子ども</u>又は<u>その保護者</u>に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに<u>教育・保育給付認定子ども</u>に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(<u>教育・保育給付認定保護者</u>に関する<u>市町村</u>への通知)</p> <p>第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該施設型給付費の支給に係る<u>市町村</u>に通知しなければならない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類</u>、支払を求める理由及びその額</p> <p>(6)～(11) (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第21条 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に</p>	<p>(緊急時等の対応)</p> <p>第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに<u>支給認定子ども</u>に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該<u>支給認定子ども</u>の<u>保護者</u>又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(<u>支給認定保護者</u>に関する<u>市</u>への通知)</p> <p>第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている<u>支給認定子ども</u>の<u>保護者</u>が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を<u>市</u>に通知しなければならない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類</u>、支払を求める理由及びその額</p> <p>(6)～(11) (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第21条 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>に対し、適切</p>

改正後	改正前
<p>対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(<u>教育・保育給付認定子ども</u>を平等に取り扱う原則)</p> <p>第24条 特定教育・保育施設においては、<u>教育・保育給付認定子ども</u>の国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその<u>教育・保育給付認定子ども</u>の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p> <p>(秘密保持等)</p>	<p>な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、<u>支給認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(<u>支給認定子ども</u>を平等に取り扱う原則)</p> <p>第24条 特定教育・保育施設においては、<u>支給認定子ども</u>の国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、<u>支給認定子ども</u>に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該<u>支給認定子ども</u>の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、<u>支給認定子ども</u>に対し、児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその<u>支給認定子ども</u>の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p> <p>(秘密保持等)</p>

改正後	改正前
<p>第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>教育・保育給付認定子ども</u>又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>教育・保育給付認定子ども</u>又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に関する情報を提供する際には、あらかじめ、文書により当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>の同意を得ておかなければならない。</p> <p>(情報の提供等)</p> <p>第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(苦情解決)</p> <p>第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>教育・保育給付認定子ども</u>又は<u>教育・保育給付認定保護者</u>その他の当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>の家族（以下この条において「<u>教育・保育給付認定子ども等</u>」という。）からの</p>	<p>第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>支給認定子ども</u>又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>支給認定子ども</u>又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、<u>支給認定子ども</u>に関する情報を提供する際には、あらかじめ、文書により当該<u>支給認定子どもの保護者</u>の同意を得ておかなければならない。</p> <p>(情報の提供等)</p> <p>第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る<u>支給認定保護者</u>が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(苦情解決)</p> <p>第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>支給認定子ども</u>又は<u>支給認定保護者</u>その他の当該<u>支給認定子ども</u>の家族（以下この条において「<u>支給認定子ども等</u>」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情</p>

改正後	改正前
<p>苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>教育・保育給付認定子ども等</u>からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び<u>教育・保育給付認定子ども等</u>からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市、当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>	<p>を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>支給認定子ども等</u>からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び<u>支給認定子ども等</u>からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市、当該<u>支給認定子ども</u>の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(記録の整備)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第12条の<u>規定による特定教育・保育の提供の記録</u></p> <p>(3) 第19条の<u>規定による市への通知に係る記録</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る<u>必要な事項の提供の記録</u></p> <p>(3) 第19条に<u>規定する市への通知に係る記録</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に対し、特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を</p>

改正後	改正前
<p>提供する場合には、特定教育・保育には<u>特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは、「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。））」と、同号イ(イ)中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」とする。</u></p> <p>（特別利用教育の基準）</p> <p>第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。<u>以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p>	<p>提供する場合には、特定教育・保育には<u>特別利用保育を含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とする。</u></p> <p>（特別利用教育の基準）</p> <p>第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。<u>次項において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども</u>に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、<u>施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして</u>、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「<u>利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数</u>」と、「<u>法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>」とあるのは「<u>法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>」と、第13条第2項中「<u>法第27条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第4項第3号イ(ア)中、「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）</u>」と、同号イ(イ)中「<u>を除く</u>」とあるのは「<u>及び特別利用教育を受ける者を除く</u>」とする。</p>	<p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を<u>含むものとして</u>、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「<u>利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数</u>」と、<u>第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。」</u>とあるのは「<u>除く。)</u>」とする。</p> <p style="text-align: center;">(利用定員)</p>

改正後	改正前
<p>第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、<u>家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下，小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）及び小規模保育事業B型（同令第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）にあつては6人以上19人以下，小規模保育事業C型（同令第27条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあつては6人以上10人以下，居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。</u></p>	<p>第37条 特定地域型保育事業のうち，<u>家庭的保育事業にあつては，その利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は，1人以上5人以下，小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。）及び小規模保育事業B型（同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。）にあつては，その利用定員の数を6人以上19人以下，小規模保育事業C型（同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあつては，その利用定員の数を6人以上10人以下，居宅訪問型保育事業にあつては，その利用定員の数を1人とする。</u></p>
<p>2 （略） （内容及び手続の説明及び同意）</p>	<p>2 （略） （内容及び手続の説明及び同意）</p>
<p>第38条 特定地域型保育事業者は，特定地域型保育の提供の開始に際しては，あらかじめ，利用申込者に対し，第46条に規定する運営規程の概要，第42条に規定する連携施設の種類，名称，連携協力の概要，職員の勤務体制，<u>第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項</u>その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い，当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p>	<p>第38条 特定地域型保育事業者は，特定地域型保育の提供の開始に際しては，あらかじめ，利用申込者に対し，第46条に規定する運営規程の概要，第42条に規定する連携施設の種類，名称，連携協力の概要，職員の勤務体制，<u>利用者負担</u>その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い，当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p>
<p>2 （略） （正当な理由のない提供拒否の禁止等）</p>	<p>2 （略） （正当な理由のない提供拒否の禁止等）</p>
<p>第39条 特定地域型保育事業者は，<u>教育・保育給付認定保護者</u>から利用の申込みを受けたときは，正当な理由がなければ，こ</p>	<p>第39条 特定地域型保育事業者は，<u>支給認定保護者</u>から利用の申込みを受けたときは，正当な理由がなければ，これを拒んで</p>

改正後	改正前
<p>れを拒んではならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>満3歳未満保育認定子ども</u>（<u>特定満3歳以上保育認定子どもを除く。</u>以下本章において同じ。）の総数が当該特定地域型保育事業所の法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>満3歳未満保育認定子ども</u>が優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3 前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法をあらかじめ<u>教育・保育給付認定保護者</u>に明示した上で、選考を行わなければならない。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>（あっせん、調整及び要請に対する協力）</p> <p>第40条（略）</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、でき</p>	<p>はならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数</u>が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>支給認定子ども</u>が優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3 前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法をあらかじめ、<u>支給認定保護者</u>に明示した上で、選考を行わなければならない。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>支給認定子ども</u>に対し、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>（あっせん、調整及び要請に対する協力）</p> <p>第40条（略）</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、<u>法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含</p>

改正後	改正前
<p>る限り協力しなければならない。</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下<u>この項から第5項まで</u>において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。<u>以下この条において同じ。</u>）を提供すること。</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた<u>満3歳未満保育認定子ども</u>（事業所内保育事業を利用する<u>満3歳未満保育認定子ども</u>にあつては、第37条第</p>	<p>む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>支給認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下<u>この項</u>において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>支給認定子ども</u>に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。）を提供すること。</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた<u>支給認定子ども</u>（事業所内保育事業を利用する<u>支給認定子ども</u>にあつては、第37条第2項に規定するその他</p>

改正後	改正前
<p>2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該<u>満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</u></p> <p>2 市長は、<u>特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>(1) <u>特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p>(2) <u>前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p>3 <u>前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)</u></p> <p>(2) <u>事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の</u></p>	<p>の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該<u>支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者</u></p> <p><u>4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p><u>5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）</u></p> <p><u>(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの</u></p> <p><u>6 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、第1項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。</u></p>	<p><u>2 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。</u></p>

改正後	改正前
<p>7 <u>事業所内保育事業（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者</u>については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</p> <p>8 <u>保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第5条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）</u>については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p>9 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>について、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>（利用者負担額等の受領）</p> <p>第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。</p>	<p>3 <u>事業所内保育事業を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの</u>については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、<u>支給認定子ども</u>について、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、<u>支給認定子ども</u>に係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>（利用者負担額等の受領）</p> <p>第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育（<u>特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第50条において準用する第14条において同じ。</u>）を提供した際は、<u>支給認定保護者</u>から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額（<u>当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合には法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合には法第30条第2項第3</u></p>

改正後	改正前
<p>2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、</p>	<p><u>号に規定する市町村が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。</u></p> <p>2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、<u>支給認定保護者</u>から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額<u>（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）をいう。</u>次項において同じ。）の支払を受けるものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>支給認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、</p>

改正後	改正前
<p>次に掲げる費用の額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し交付しなければならない。</p> <p>6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに<u>教育・保育給付認定保護者</u>に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類</u>、支払を求める理由及びその額</p>	<p>次に掲げる費用の額の支払を<u>支給認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、<u>支給認定保護者</u>に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>支給認定保護者</u>に対し交付しなければならない。</p> <p>6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに<u>支給認定保護者</u>に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、<u>支給認定保護者</u>に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類</u>、支払を求める理由及びその額</p>

改正後	改正前
<p>(6)～(11) (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第47条 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第49条 (略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次条において準用する第12条の<u>規定による特定地域型保育の提供の記録</u></p> <p>(3) 次条において準用する第19条の<u>規定による市への通知に係る記録</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除</p>	<p>(6)～(11) (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第47条 特定地域型保育事業者は、<u>支給認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>支給認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第49条 (略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、<u>支給認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次条において準用する第12条に<u>規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録</u></p> <p>(3) 次条において準用する第19条に<u>規定する市への通知に係る記録</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除</p>

改正後	改正前
<p>く。), 第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は, <u>特定地域型保育事業者, 特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において, 第11条中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り, 特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)</u>」と, 第12条の見出し中「<u>特定教育・保育</u>」とあるのは「<u>地域型保育</u>」と, 第14条の見出し中「<u>施設型給付費</u>」とあるのは「<u>地域型保育給付費</u>」と, 同条第1項中「<u>施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項, 第19条及び第36条第3項)</u>」とあるのは, 「<u>地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条)</u>」と, 「<u>施設型給付費の</u>」とあるのは「<u>地域型保育給付費の</u>」と, 同条第2項中「<u>特定教育・保育提供証明書</u>」とあるのは「<u>特定地域型保育提供証明書</u>」と, 第19条中「<u>施設型給付費</u>」とあるのは「<u>地域型保育給付費</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し, 特別利用地域型保育を提供する場合には, 法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が, 前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には, 当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教</p>	<p>く。), 第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は, <u>特定地域型保育事業について準用する。この場合において, 第14条第1項中「施設型給付費(法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。)</u>」とあるのは「<u>地域型保育給付費(法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。)</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に対し, 特別利用地域型保育を提供する場合には, 法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が, 前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には, 当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支</u></p>

改正後	改正前
<p><u>育・保育給付認定子ども</u>の数及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>満3歳未満保育認定子ども</u>（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合に<u>あつては</u>、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>を含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には<u>特別利用地域型保育を</u>、地域型保育給付費には<u>特例地域型保育給付費</u>（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、本章（第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。次条第3項において同じ。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「<u>利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数</u>」と、「<u>満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下本章において同じ。）</u>」とあるのは「<u>法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合に<u>あつては</u>、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>を含む。）</u>」と、「<u>法第20条第4項の規定による認定に基づき</u>、</p>	<p><u>給認定子ども</u>の数及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども</u>（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合に<u>あつては</u>当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>を含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には<u>特別利用地域型保育を含むものとして</u>、本章（第39条第2項及び第40条第2項を除く。）の規定を適用する。</p>

改正後	改正前
<p><u>保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、</u>」とあるのは「<u>抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により</u>」と、<u>第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）</u>」と、<u>同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。</u></p> <p>（特定利用地域型保育の基準）</p> <p>第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教</u></p>	<p>（特定利用地域型保育の基準）</p> <p>第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に対し、特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支</u></p>

改正後	改正前
<p>育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合に<u>あつては</u>、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>を含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、<u>地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、本章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）</u>」と、同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第4項中「<u>掲げる費用</u>」とあるのは「<u>掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用</u>」とする。</p> <p>附 則 (特定保育所に関する特例)</p>	<p>給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合に<u>あつては</u>当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>を含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を<u>含むものとして、本章の規定を適用する。</u></p> <p>附 則 (特定保育所に関する特例)</p>

改正後	改正前
<p>第2条 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「<u>教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども）とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。））を受ける者を除く。以下この項において同じ。））」と、同条第2項中「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。））」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。</u></p>	<p>第2条 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「<u>（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が）とあるのは「（当該特定教育・保育施設が）」と、「定める額とする。）をいう。））」とあるのは「定める額をいう。））」と、同条第2項中「（法第27条第3項第1号に規定する額）」とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。</u></p>
<p>2 （略）</p>	<p>2 （略） <u>（施設型給付費等に関する経過措置）</u></p>
<p>第3条 <u>削除</u></p>	<p>第3条 <u>特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合においては、当分の間、第13条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第2項中「法第27条第3</u></p>

改正後	改正前
	<p>項第1号に規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）及び同号ロに規定する市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）及び同号ロ(2)に規定する市町村が定める額」とする。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、当分の間、第43条第1項中「法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）及び同号イ(2)に規</p>

改正後	改正前
<p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>第5条 <u>特定地域型保育事業者</u>（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>	<p><u>定する市町村が定める額」とする。</u></p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>第5条 <u>特定地域型保育事業者</u>は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>5年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>

(芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部改正)

第3条 芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成27年芦屋市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関し<u>教育・保育給付認定保護者</u>又は扶養義務者（以下「<u>教育・保育給付認定保護者等</u>」という。）が負担すべき保育料，預かり保育料及び延長保育料（以下「保育料等」という。）について、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関し<u>支給認定保護者</u>又は扶養義務者（以下「<u>支給認定保護者等</u>」という。）が負担すべき保育料，預かり保育料及び延長保育料（以下「保育料等」という。）について、必要な事項を定めるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 保育料 芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年芦屋市条例第25号）第13条第1項に規定する利用者負担額、同条例第43条第1項に規定する利用者負担額及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>附則第9条第1項各号の規定により定める額をいう。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(保育料)</p> <p>第3条 <u>次の教育・保育給付認定子ども（法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。）に係る教育・保育給付認定保護者等の利用者負担額は、零とする。</u></p> <p>ア <u>法第19条第1項第1号に該当する教育・保育給付認定子ども</u></p> <p>イ <u>法第19条第1項第2号に該当する教育・保育給付認定子ども（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある教育・保育給付認定子ども（法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育を受ける者を除く。以下「特定満3歳以上保育認定子ども」という。）を除く。）</u></p> <p>2 <u>法第19条第1項第3号に該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを含む。以下「満3歳未満保育認定子ども」という。）の保育料は、別表第1に定めるところとする。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 保育料 芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年芦屋市条例第25号）第13条第1項に規定する利用者負担額、同条例第43条第1項に規定する利用者負担額及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>附則第6条第4項の規定により定める額をいう。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(保育料)</p> <p>第3条</p> <p>保育料は、別表第1に定めるところとする。</p>

改正後	改正前
<p>3 (略)</p> <p>4 市長は、市が設置する特定教育・保育施設において特定教育・保育を受けた<u>満3歳未満保育認定子どもの教育・保育給付認定保護者等</u>から第2項又は前項に定める保育料を徴収するものとする。</p> <p>5 市長は、法附則第6条第4項の規定により特定保育所において保育を受けた<u>満3歳未満保育認定子どもの教育・保育給付認定保護者等</u>から第2項又は第3項に定める保育料を徴収するものとする。</p> <p>6 (略) (預かり保育料)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 市長は、預かり保育を利用した<u>教育・保育給付認定保護者等</u>から前項に定める預かり保育料を徴収するものとする。</p> <p>3 (略) (延長保育料)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 市長は、延長保育事業を利用した<u>教育・保育給付認定保護者等</u>から前項に定める延長保育料を徴収するものとする。</p> <p>3 (略) (保育料等の決定等)</p> <p>第6条 市長は、保育料等を決定したとき、又は変更したときは、その旨を<u>教育・保育給付認定保護者等</u>に通知するものとする。 (保育料の減免)</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 市長は、市が設置する特定教育・保育施設において特定教育・保育を受けた<u>支給認定子どもの支給認定保護者</u>から第1項又は前項に定める保育料を徴収するものとする。</p> <p>4 市長は、法附則第6条第4項の規定により特定保育所において保育を受けた<u>支給認定子どもの支給認定保護者等</u>から第1項又は第2項に定める保育料を徴収するものとする。</p> <p>5 (略) (預かり保育料)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 市長は、預かり保育を利用した<u>支給認定保護者</u>から前項に定める預かり保育料を徴収するものとする。</p> <p>3 (略) (延長保育料)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 市長は、延長保育事業を利用した<u>支給認定保護者</u>から前項に定める延長保育料を徴収するものとする。</p> <p>3 (略) (保育料等の決定等)</p> <p>第6条 市長は、保育料等を決定したとき、又は変更したときは、その旨を<u>支給認定保護者等</u>に通知するものとする。 (保育料の減免)</p>

改正後	改正前																												
<p>第7条 市長は、<u>満3歳未満保育認定子どもの教育・保育給付認定保護者等</u>が災害その他やむを得ない理由により保育料を納付することが困難であると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。</p>	<p>第7条 市長は、<u>支給認定保護者等</u>が災害その他やむを得ない理由により保育料を納付することが困難であると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。</p>																												
	<p>別表第1（第3条関係） <u>1 満3歳以上の支給認定子どもで教育の提供を受けるものの保育料</u></p>																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1111 547 1637 624">各月初日における支給認定子どもの属する世帯の階層区分</th> <th colspan="2" data-bbox="1646 547 2011 624">保育料（月額）</th> </tr> <tr> <th data-bbox="1111 630 1160 783">階層区分</th> <th data-bbox="1160 630 1637 783">定義</th> <th colspan="2" data-bbox="1646 630 2011 783"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1111 790 1160 831">A</td> <td data-bbox="1160 790 1637 831">生活保護世帯等</td> <td colspan="2" data-bbox="1646 790 2011 831">0円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1111 837 1160 1109">B</td> <td data-bbox="1160 837 1637 1109">A階層を除き、当該年度分（4月から8月までの月分の保育料については前年度分。以下同じ。）の市町村民税所得割非課税世帯</td> <td data-bbox="1646 837 1686 911">ひとり親世帯等</td> <td data-bbox="1686 837 2011 911">0円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1646 917 1686 1109">ひとり親世帯等以外の世帯</td> <td data-bbox="1686 917 2011 1109">2,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1111 1117 1160 1190">C1</td> <td data-bbox="1160 1117 1637 1190">A階層及びB階層を</td> <td data-bbox="1646 1117 1686 1190">ひとり親世帯等</td> <td data-bbox="1686 1117 2011 1190">3,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1160 1197 1637 1315">除き、当該年度</td> <td data-bbox="1646 1197 1686 1315">ひとり親世帯等以外の世帯</td> <td data-bbox="1686 1197 2011 1315">6,500円</td> </tr> </tbody> </table>	各月初日における支給認定子どもの属する世帯の階層区分		保育料（月額）		階層区分	定義			A	生活保護世帯等	0円		B	A階層を除き、当該年度分（4月から8月までの月分の保育料については前年度分。以下同じ。）の市町村民税所得割非課税世帯	ひとり親世帯等	0円			ひとり親世帯等以外の世帯	2,000円	C1	A階層及びB階層を	ひとり親世帯等	3,000円		除き、当該年度	ひとり親世帯等以外の世帯	6,500円
各月初日における支給認定子どもの属する世帯の階層区分		保育料（月額）																											
階層区分	定義																												
A	生活保護世帯等	0円																											
B	A階層を除き、当該年度分（4月から8月までの月分の保育料については前年度分。以下同じ。）の市町村民税所得割非課税世帯	ひとり親世帯等	0円																										
		ひとり親世帯等以外の世帯	2,000円																										
C1	A階層及びB階層を	ひとり親世帯等	3,000円																										
	除き、当該年度	ひとり親世帯等以外の世帯	6,500円																										

改正後		改正前			
	C2	分の市 町村民	77,101円以上 211,200円以下	10,000円	
	C3	税所得 割の額	211,201円以上 301,000円以下	12,000円	
	C4	が次の 区分に 該当す る世帯	301,001円以上	15,000円	
2 満3歳以上の支給認定子どもで保育の提供を受けるもの の保育料					
各月初日における支給認定子どもの属 する世帯の階層区分			保育料（月額）		
階 層 区 分	定義		保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護世帯等		0円	0円	
B	A階層を除き、当該年 度分の市町村民税所 得割非課税世帯		ひとり親世 帯等	0円	0円
			ひとり親世 帯等以外の 世帯	5,000円	4,900円
C1	A階層及 びB階層 を除 き、当	48,600 円未満	ひとり親世 帯等	4,500円	4,400円
			ひとり親世 帯等以外の	9,000円	8,800円

改正後		改正前				
	C2	該年度の市町村民税所得割の額が次の区分に該当する世帯		世帯		
		48,600円以上	ひとり親世帯等	6,000円	5,800円	
		67,500円未満	ひとり親世帯等以外の世帯	13,500円	13,200円	
	C3	該年度の市町村民税所得割の額が次の区分に該当する世帯	67,500円以上	ひとり親世帯等	6,000円	5,800円
			77,101円未満	ひとり親世帯等以外の世帯	22,000円	21,600円
			77,101円以上		22,000円	21,600円
			97,000円未満			
	C4		97,000円以上		28,000円	27,500円
			125,500円未満			
	C5		125,500円以上		30,000円	29,400円
			169,000円未満			
	C6		169,000円以上		32,500円	31,900円
			251,000円未満			
	C7		251,000円以上		34,000円	33,400円
		301,000円未満				
C8		301,000円以上		37,000円	36,300円	
		397,000円未満				
C9		397,000円以上		41,000円	40,300円	

別表第1 (第3条関係)

改正後					改正前						
満3歳未満保育認定子どもで保育の提供を受けるものの保育料					3 満3歳未満の支給認定子どもで保育の提供を受けるものの保育料						
各月初日における満3歳未満保育認定子どもの属する世帯の階層区分				保育料（月額）		各月初日における支給認定子どもの属する世帯の階層区分				保育料（月額）	
階層区分	定義			保育標準時間	保育短時間	階層区分	定義			保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯等			0円	0円	A	生活保護世帯等			0円	0円
B1	A階層を除き、当該年度分（4月から8月までの月分の保育料については前年度分。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯			0円	0円						
B2	A階層及びB1階層を除き、当該年度分の市町村民税所得割非課税世帯			0円	0円						
C1	A階層、B1階層及びB2階層を除き、	48,600円未満	ひとり親世帯等	4,750円	4,650円	B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税所得割非課税世帯	ひとり親世帯等	0円	0円	
			ひとり親世帯等以外の世帯	9,500円	9,300円			ひとり親世帯等以外の世帯	5,500円	5,400円	
C2	当該年度分の市町村	48,600円以上	ひとり親世帯等	7,500円	7,350円	C1	A階層及びB階層を除き、当該年度分の市町村民税所得	ひとり親世帯等	4,750円	4,650円	
			ひとり親世帯	15,000円	14,700円			ひとり親世帯等以外の世帯	9,500円	9,300円	
		67,500円	ひとり親世帯	15,000円	14,700円	C2		48,600円以上	ひとり親世帯等	7,500円	7,350円
			ひとり親世帯	15,000円	14,700円			67,500円	ひとり親世帯	15,000円	14,700円

改正後					改正前								
	民税所得割の額が次の区分に該当する世帯	円未満	帯等以外の世帯	円	円		割の額が次の区分に該当する世帯	円未満	帯等以外の世帯	円	円		
C3		67,500円以上	ひとり親世帯等	9,000円	8,800円	C3		67,500円以上	ひとり親世帯等	9,000円	8,800円		
		77,101円未満	ひとり親世帯等以外の世帯	25,500円	25,000円			77,101円未満	ひとり親世帯等以外の世帯	25,500円	25,000円		
		77,101円以上 97,000円未満			25,500円	25,000円			77,101円以上 97,000円未満			25,500円	25,000円
C4		97,000円以上 125,500円未満			35,500円	34,800円		C4	97,000円以上 125,500円未満			35,500円	34,800円
C5		125,500円以上 169,000円未満			43,500円	42,700円		C5	125,500円以上 169,000円未満			43,500円	42,700円
C6		169,000円以上 251,000円未満			54,500円	53,500円		C6	169,000円以上 251,000円未満			54,500円	53,500円
C7		251,000円以上 301,000円未満			60,000円	58,900円		C7	251,000円以上 301,000円未満			60,000円	58,900円
C8		301,000円以上 397,000円未満			71,000円	69,700円		C8	301,000円以上 397,000円未満			71,000円	69,700円
C9		397,000円以上			89,000円	87,400円		C9	397,000円以上			89,000円	87,400円
備考					備考								
1 この表における満3歳未満保育認定子どもの年齢については、年度の初日の前日における年齢をもって当該年度中の満年齢とする。					1 これらの表における支給認定子どもの年齢については、年度の初日の前日における年齢をもって当該年度中の満年齢とする。								
2 この表において、生活保護世帯等とは、生活保護法（昭					2 これらの表において、生活保護世帯等とは、生活保護法								

改正後	改正前
<p>和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯並びに<u>児童福祉法第6条の4に規定する里親である教育・保育給付認定保護者等の世帯</u>をいう。</p> <p>3 <u>この表</u>において、ひとり親世帯等とは、次に掲げる世帯をいう。</p> <p>(1) 母子世帯又は父子世帯 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子であって、現に<u>満3歳未満保育認定子ども</u>を扶養しているものの世帯をいう。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4 <u>この表</u>における所得割(地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。)の額については、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>教育・保育給付認定保護者等</u>が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第1条第2号に規定する女子又は同令第1条の2第2号に規定する男子に該当するときは、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫であるとみなし、同法第295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号及び同条第3項並びに第314条の6の規定の例により算定する。</p>	<p>(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯をいう。</p> <p>3 <u>これらの表</u>において、ひとり親世帯等とは、次に掲げる世帯をいう。</p> <p>(1) 母子世帯又は父子世帯 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子であって、現に<u>支給認定子ども</u>を扶養しているものの世帯をいう。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4 <u>これらの表</u>における所得割(地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。)の額については、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>支給認定保護者</u>が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第1条第2号に規定する女子又は同令第1条の2第2号に規定する男子に該当するときは、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫であるとみなし、同法第295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号及び同条第3項並びに第314条の6の規定の例により算定する。</p>

改正後	改正前
<p>(3) (略)</p> <p>5 <u>この表</u>において、保育標準時間とは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項の規定による1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の保育必要量の認定の区分を、保育短時間とは、同項の規定による1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の保育必要量の認定の区分をいう。</p> <p>6 <u>この表</u>における階層区分の認定に当たっては、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>と生計を一にする父母及びそれ以外の扶養義務者（<u>満3歳未満保育認定子ども</u>の生計を維持する者に限る。）に係る所得割の額の合計額により行うものとする。</p> <p>7 <u>この表</u>の規定にかかわらず、生計を一にする世帯に属する子どもが<u>満3歳未満保育認定子ども</u>のみである場合又は生計を一にする世帯において<u>教育・保育給付認定子ども若しくは</u>次の各号のいずれかに該当する者がいる場合の保育料は、これらの者のうち最年長のもの（以下この項において「第1子」という。）を除く最年長のもの（以下この項において「第2子」という。）が<u>満3歳未満保育認定子ども</u>である場合にあつては同表に規定する保育料の5割の額（10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とし、第3子以降の者（第1子及び第2子以外の者をいう。）が<u>満3歳未満保育認定子ども</u>である場合にあつては</p>	<p>(3) (略)</p> <p>5 <u>これらの表</u>（1 満3歳以上の支給認定子どもで<u>教育の提供を受けるものの保育料の表を除く。</u>）において、保育標準時間とは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項の規定による1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の保育必要量の認定の区分を、保育短時間とは、同項の規定による1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の保育必要量の認定の区分をいう。</p> <p>6 <u>これらの表</u>における階層区分の認定に当たっては、<u>教育又は保育の提供を受ける支給認定子ども</u>と生計を一にする父母及びそれ以外の扶養義務者（<u>支給認定子ども</u>の生計を維持する者に限る。）に係る所得割の額の合計額により行うものとする。</p> <p>7 <u>これらの表</u>の規定にかかわらず、生計を一にする世帯に属する子どもが<u>支給認定子ども</u>のみである場合並びに生計を一にする世帯において、<u>支給認定子ども及び次の各号（法第19条第1項第2号又は第3号に規定する小学校就学前子どもに係る保育料を決定する場合にあつては、第1号を除く。）</u>のいずれかに該当する者がいる場合の保育料は、これらの者のうち最年長のもの（以下この項において「第1子」という。）を除く最年長のもの（以下この項において「第2子」という。）が<u>支給認定子ども</u>である場合にあつては同表に規定する保育料の5割の額（10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とし、第3子</p>

改正後	改正前
<p><u>零とする。</u></p> <p>(1) <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園のうち、特定教育・保育施設でないものに在園する子ども</u></p> <p>(2) <u>学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部に在籍する子ども</u></p> <p>(3) <u>児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、同条第3項に規定する医療型児童発達支援又は同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども</u></p> <p>(4) <u>児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設の通所部に在籍する小学校就学前子ども</u></p> <p>(5) <u>法第59条の2第1項の規定による助成を受けている施設のうち、児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限る。）であって同法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものを利用する小学校就学前子ども</u></p> <p>8 前項の規定にかかわらず、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条</p>	<p>以降の者（第1子及び第2子以外の者をいう。）が<u>支給認定子ども</u>である場合にあっては<u>0円</u>とする。</p> <p>(1) <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、同法第49条の5に規定する義務教育学校の前期課程又は同法第76条第1項に規定する特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子ども（第3学年の終わりの日までに満9歳に達する子どもに限る。）</u></p> <p>(2) <u>学校教育法第1条に規定する幼稚園のうち、特定教育・保育施設でないものに在園する子ども</u></p> <p>(3) <u>学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部に在籍する子ども</u></p> <p>(4) <u>児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援又は同条第3項に規定する医療型児童発達支援を利用している小学校就学前子ども</u></p> <p>(5) <u>児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設の通所部に在籍する小学校就学前子ども</u></p> <p>8 前項の規定にかかわらず、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条</p>

改正後	改正前
<p>の2第1項の特定被監護者等をいう。以下同じ。)が2人以上いる<u>満3歳未満保育認定子ども</u>の属する世帯の市町村民税所得割の額が<u>57,700円未満</u>である場合の保育料は、特定被監護者等のうち最年長のもの(以下この項において「第1子」という。)を除く最年長のもの(以下「第2子」という。)が<u>満3歳未満保育認定子ども</u>である場合にあつては、これらの表に規定する保育料の5割の額(10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)とし、第3子以降の者(第1子及び第2子以外の者をいう。)が<u>満3歳未満保育認定子ども</u>である場合にあつては<u>零</u>とする。</p> <p>9 前項の規定にかかわらず、特定被監護者等が2人以上いるひとり親世帯等の<u>満3歳未満保育認定子ども</u>の属する世帯の市町村民税所得割の額が<u>77,101円未満</u>である場合の保育料は、第2子以降の者が<u>満3歳未満保育認定子ども</u>である場合にあつては、<u>零</u>とする。</p> <p><u>10</u> この表の規定にかかわらず、各月における休園又は休所等をした期間が当該月の日数の2分の1以上である場合の当該月の保育料は、同表に規定する保育料の5割の額(10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)とする。</p>	<p>の2第1項の特定被監護者等をいう。以下同じ。)が2人以上いる<u>支給認定子ども</u>の属する世帯の市町村民税所得割の額が<u>77,101円未満</u>(保育の提供を受けるものの属する世帯にあつては<u>57,700円未満</u>)である場合の保育料は、特定被監護者等のうち最年長のもの(以下この項において「第1子」という。)を除く最年長のもの(以下「第2子」という。)が<u>支給認定子ども</u>である場合にあつては、これらの表に規定する保育料の5割の額(10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)とし、第3子以降の者(第1子及び第2子以外の者をいう。)が<u>支給認定子ども</u>である場合にあつては<u>0円</u>とする。</p> <p>9 前項の規定にかかわらず、特定被監護者等が2人以上いるひとり親世帯等の<u>支給認定子ども</u>の属する世帯の市町村民税所得割の額が<u>77,101円未満</u>である場合の保育料は、第2子以降の者が<u>支給認定子ども</u>である場合にあつては、<u>0円</u>とする。</p> <p><u>10</u> 第8項の規定にかかわらず、特定被監護者等が2人以上いる<u>支給認定子ども</u>の属する世帯の市町村民税所得割が<u>非課税</u>(保育の提供を受けるものの属する世帯にあつては市町村民税が非課税)である場合の保育料は、第2子が<u>支給認定子ども</u>である場合にあつては、<u>0円</u>とする。</p> <p><u>11</u> これらの表の規定にかかわらず、各月における休園又は休所等をした期間が当該月の日数の2分の1以上である場合の当該月の保育料は、同表に規定する保育料の5割の額(10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)とする。</p>

改正後	改正前
別表第2（第4条及び第5条関係） 1 預かり保育料 ～ 2 延長保育料	別表第2（第4条及び第5条関係） 1 預かり保育料 ～ 2 延長保育料
(略)	(略)
備考 1 これらの表の規定にかかわらず、 <u>教育・保育給付認定子どもの属する世帯が生活保護世帯等又はひとり親世帯等であって市町村民税所得割非課税世帯</u> であるときは、預かり保育料及び延長保育料は <u>零</u> とする。 2 <u>2 延長保育料の表の規定にかかわらず、別表第1の保育短時間の区分に該当する教育・保育給付認定保護者等が、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業所が定める保育短時間の時間帯を超えて保育標準時間の時間帯の範囲内で延長保育事業を利用する場合において、その1月当たりの延長保育料は次のとおりとする。</u> <u>(1) 法第19条第1項第2号に該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）</u> <u>零</u> <u>(2) 満3歳未満保育認定子ども 別表第1において認定された階層区分の保育標準時間の保育料と同階層区分の保育短時間の保育料との差額を上限として利用料に1月の利用回数を乗じて算出した額に登録料を加えた額</u>	備考 1 これらの表の規定にかかわらず、 <u>支給認定子どもの属する世帯が別表第1のA階層と認定された世帯又は同表のB階層と認定された世帯（同表備考第3項各号に規定する世帯である場合に限る。）</u> であるときは、預かり保育料及び延長保育料は <u>0円</u> とする。 2 <u>2 延長保育料の表において、別表第1備考第5項に規定する保育標準時間について支給認定保護者が利用できる1日当たりの最大の時間内における同項に規定する保育短時間について支給認定保護者が利用できる時間帯以外で利用する延長保育事業に係る延長保育料については、別表第1 2 満3歳以上の支給認定子どもで保育の提供を受けるものの保育料の表及び3 満3歳未満の支給認定子どもで保育の提供を受けるものの保育料の表において支給認定子どもの属する世帯が認定された階層区分の保育標準時間の保育料と同階層区分の保育短時間の保育料との差額を上限とする。</u>

(芦屋市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 芦屋市立保育所の設置及び管理に関する条例（昭和39年芦屋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(保育料及び延長保育料の納付)</p> <p>第6条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定保護者</u>は、保育所の利用に関し芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成27年芦屋市条例第12号）第2条第1項第1号に規定する保育料及び同項第3号に規定する延長保育料を納付しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">(保育料及び延長保育料の納付)</p> <p>第6条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する<u>支給認定保護者</u>は、保育所の利用に関し芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成27年芦屋市条例第12号）第2条第1項第1号に規定する保育料及び同項第3号に規定する延長保育料を納付しなければならない。</p>

（芦屋市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第5条 芦屋市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例（平成30年芦屋市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(保育料等)</p> <p>第5条 法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定保護者</u>は、認定こども園の利用に関し、芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成27年芦屋市条例第12号）第2条第1項第1号に規定する保育料，同項第2号に規定する預かり保育料又は同項第3号に規定する延長保育料を納付しなければならない。</p>	<p>(保育料等)</p> <p>第5条 法第20条第4項に規定する<u>支給認定保護者</u>は、認定こども園の利用に関し、芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成27年芦屋市条例第12号）第2条第1項第1号に規定する保育料，同項第2号に規定する預かり保育料又は同項第3号に規定する延長保育料を納付しなければならない。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第2条中芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第42条第2項から第5項までを加える改正規定及び附則第5条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の規定は、令和元年10月以後の月分の保育料，預かり保育料及び延長保育料について適用し、同年9月分までの保育料，預かり保育料及び延長保育料については、なお従前の例による。

参 照

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例等の一部改正要綱

1 改正の趣旨

子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部改正（第3条関係）

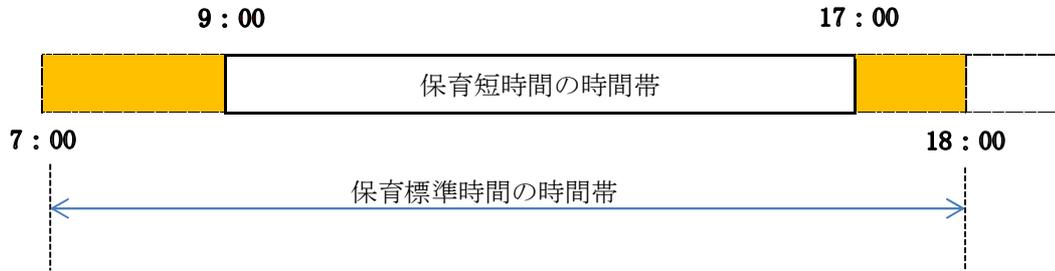
ア 特定教育・保育施設を利用する3歳児以上の保育料及び市町村民税非課税世帯の0歳児から2歳児までの保育料を零とする。（第3条）

イ 複数の教育・保育給付認定子ども等がいる世帯（多子世帯）に係る保育料の特例を適用できる世帯を次のとおり改める。（別表第1備考第7項）

改正後	現 行
(ア) <u>満3歳未満保育認定子ども</u> のみの世帯	(ア) <u>支給認定子ども</u> のみの世帯
(イ) <u>教育・保育給付認定子ども</u> 又は次のいずれかの者がいる世帯 a 特定教育・保育施設でない幼稚園に在園する子ども b 特別支援学校幼稚部に在籍する子ども c <u>児童発達支援、医療型児童発達支援又は居宅訪問型児童発達支援を受ける</u> 小学校就学前子ども d 児童心理治療施設の通所部に在籍する小学校就学前子ども e <u>企業主導型保育事業の施設を利用する</u> 小学校就学前子ども	(イ) <u>支給認定子ども</u> 又は次のいずれかの者がいる世帯 a <u>小学校3年生までの子ども</u> b 特定教育・保育施設でない幼稚園に在園する子ども c 特別支援学校幼稚部に在籍する子ども d <u>児童発達支援又は医療型児童発達支援を利用する</u> 小学校就学前子ども e 児童心理治療施設の通所部に在籍する小学校就学前子ども

ウ 保育短時間の区分に該当する保護者が、施設が定める保育短時間の時間帯を超えて保育標準時間の時間帯の範囲内で延長保育事業を利用する場合の延長保育料について、3歳児以上は零とする。（別表第2備考第2項）

（例）



エ 里親である教育・保育給付認定保護者等の世帯に係る満3歳未満保育認定子どもの保育料（零）を規定する。（別表第1備考第2項）

(2) 芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（第2条関係）

ア 幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、副食費の徴収を行うとともに、免除を受ける者を次のとおり定める。（第13条）

(ア) 1号認定子ども

市町村民税 所得割額	年収	第1子	第2子	第3子以降
77,101円 未満	年収360万円 未満相当	免除	免除	免除
77,101円 以上	年収360万円 以上相当	保護者負担	保護者負担	免除

(イ) 2号認定子ども

市町村民税 所得割額	年収	第1子	第2子	第3子以降
57,700円 未満（ひとり親 世帯等は77, 101円未満）	年収360万円 未満相当	免除	免除	免除
57,700円 以上	年収360万円 以上相当	保護者負担	保護者負担	免除

(ウ) 所得階層にかかわらず，多子世帯の第3子以降の子ども

(多子世帯を認定する際の子どもの範囲)

	1号認定	2号認定
年収 360 万円未満相当	年齢にかかわらず世帯の子	
年収 360 万円以上相当	3歳～小学校3年生の子	0歳～小学校就学前の子

※ 3歳児未満の子どもについては，現行どおり副食費は主食費と併せて保育料として徴収する。

イ 特定地域型保育事業者における連携施設の確保が困難であると認めた場合は，次のとおり確保義務の緩和を行う。（第42条）

	改正後	現 行
代替保育 (※1)	幼稚園 保育所 認定こども園 小規模保育事業者（A型・B型）等（上記の施設と連携が困難な場合）	幼稚園 保育所 認定こども園
卒園後の教育・ 保育（※2）	幼稚園 保育所 認定こども園 定員20人以上の企業主導型保育事業者等（上記の施設と連携が困難な場合）	幼稚園 保育所 認定こども園

※1 代替保育とは，特定地域型保育事業者等の職員の病気，休暇等により保育を提供できない場合に，当該特定地域型保育事業者等に代わって提供する保育をいう。

※2 卒園後の教育・保育とは，特定地域型保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（3歳未満）を，当該保育の提供の終了に際して，引き続き当該連携施設において受け入れて提供する教育・保育をいう。

ウ 特定地域型保育事業者等が連携協力を行うべき施設（保育所，幼稚園又は認定こども園）の確保に関する経過措置の期限を更に5年間延長する。

（附則第5条関係）

(3) 法改正により，市が行う小学校就学前子どもの区分及び保育必要量の認定の略称が「支給認定」から「教育・保育給付認定」に改められたこと等に伴う文言の整理（第1条から第5条まで関係）

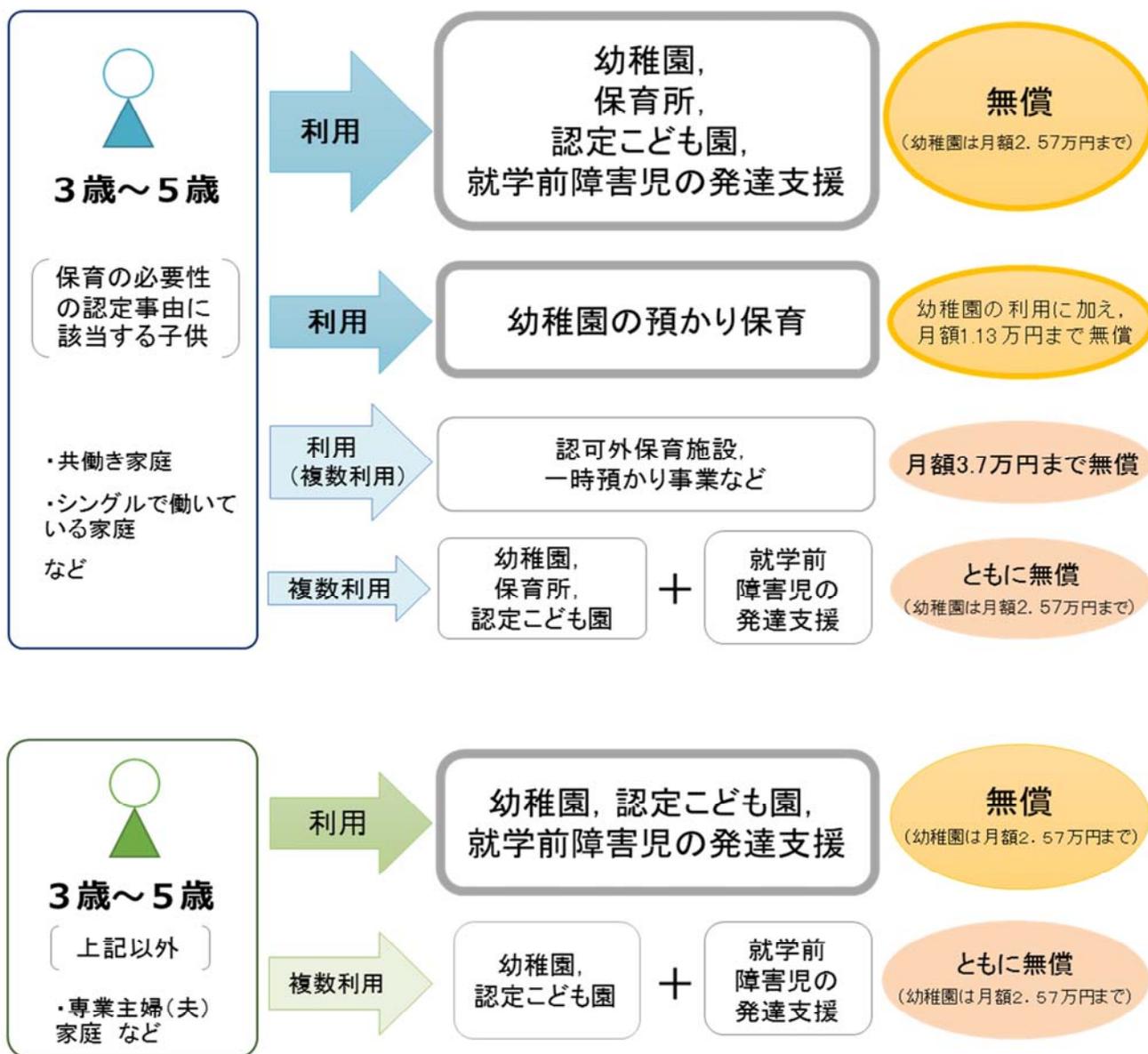
(4) その他所要の規定の整備

3 施行期日等

(1) この条例は，令和元年10月1日から施行する。ただし，芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第42条第2項から第5項までを加える改正規定及び附則第5条の改正規定は，公布の日から施行する。

(2) 改正後の芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の規定は，令和元年10月以後の月分の保育料，預かり保育料及び延長保育料について適用し，同年9月分までの保育料，預かり保育料及び延長保育料については，なお従前の例による。

幼児教育・保育の無償化の主な例



※ 住民税非課税世帯については、0歳から2歳までについても上記と同様の考え方により無償化の対象となる(認可外保育施設の場合、月額4.2万円まで無償)。

(注1) 幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受けることが必要。

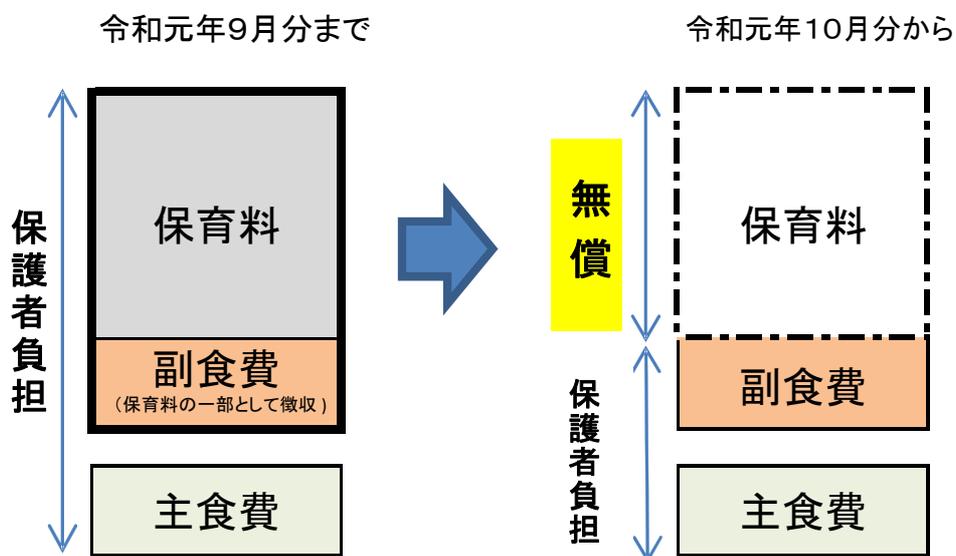
(注2) 認可外保育施設については、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設ける。

(注3) 例に記載はないが、地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象。

○副食費の取扱いについて

- 現在，3歳～5歳児の給食費については，副食（おかず・おやつ）分は保育料の一部として徴収し，主食（お米など）分は保育料とは別途徴収。
- 10月以降は，3歳～5歳児の給食費については，原則引き続き保護者の負担となり，主食分と副食分の給食費を徴収。

（3歳～5歳児）



（3歳児未満）

変更なし

